

公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
(平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号)の一部を別添新旧表のと
おり改正したので公示する。

令和6年3月26日

中国運輸局長 益田 浩

○「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号）」の一部改正に係る新旧表

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>制定 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 69号 改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第 61号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 40号 改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第 73号 改正 平成22年 8月24日 中国運輸局公示第 41号 改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 87号 改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第 59号 <u>改正 令和 6年 3月26日 中国運輸局公示第130号</u></p>	<p>制定 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 69号 改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第 61号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 40号 改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第 73号 改正 平成22年 8月24日 中国運輸局公示第 41号 改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 87号 改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第 59号</p>
<p>公 示</p>	<p>公 示</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の 審査基準について</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の 審査基準について</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。） 第4条第1項に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。） 第4条第1項に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p>
<p>平成18年9月29日</p>	<p>平成18年9月29日</p>
<p>中国運輸局長 神谷 俊広</p>	<p>中国運輸局長 神谷 俊広</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. (略) 2. 事業の適切性 (1)～(2) (略) (3) 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。 3. ～8. (略) 9. 法令遵守 (1) 申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。<u>なお、一般乗合旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可</u></p>	<p>1. (略) 2. 事業の適切性 (1)～(2) (略) (3) 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。 3. ～8. (略) 9. 法令遵守 (1) 申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。</p>

を受ける場合にあつては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

(2) ~ (3) (略)

10. ~ 11. (略)

12. 許可に付す条件

(1) 9. (1) により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこととする。

(2) 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

13. (略)

附 則 (平成18年9月29日)

1. ~ 2. (略)

附 則 (平成19年8月10日)

1. ~ 2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)

(略)

附 則 (平成21年9月30日)

(略)

附 則 (平成22年8月24日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)

附 則 (平成28年12月20日)

(略)

附 則 (令和6年3月26日)

この審査基準は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用する。

(2) ~ (3) (略)

10. ~ 11. (略)

12. 許可に付す条件

(新設)

運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

13. (略)

附 則 (平成18年9月29日)

1. ~ 2. (略)

附 則 (平成19年8月10日)

1. ~ 2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)

(略)

附 則 (平成21年9月30日)

(略)

附 則 (平成22年8月24日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)

附 則 (平成28年12月20日)

(略)